

道路工事施工承認申請(道路法第 24 条)の手続き

■申請の基準（歩道部の乗入工事の場合）

歩行者が安全に利用できる部分の施工承認になりますので、乗入間口等の延長に制限をかけています。

- ① 原則として対象施設に対して 1 箇所とします。(それ以上の場合は管理者と協議してください。)
- ② 乗入間口は基本的に 4.0m です。(60cm の縁石の場合、4.2m とします。)
- ③ 基準以上の乗入間口を必要とする場合は、管理者と協議してください。
- ④ 交差点及び横断歩道部に近接する場合は、交通管理者との協議が必要になります。
- ⑤ 施工材料は原則、既設と同じものを使用してください。
- ⑥ 施工承認の内容については別紙「計画平面図」を参照してください。
- ⑦ 施工箇所によっては、管理者が別の施工を指示する場合があります。
(路面排水口の復元・街路樹の移設ほか)
- ⑧ 工事にかかる費用は申請者負担になります。

■申請の流れ

行程	内容	備考
申請	1. 道路工事施工承認申請書（複写）	市ホームページからでもダウンロードできます。
	2. 工事施工誓約書（仕様書）	申請者名・住所・印鑑を必ず記載してください。
	3. 位置図	位置が確定できるもの。(ゼンリン可)
	4. 平面図	既設と改装の平面図
	5. 現地写真	前後・正面の状況が分かるもの。
許可	道路工事施工承認書	許可から概ね 1 ヶ月間とします。 (道路使用許可申請書の提出もお願いします。)
完成	承認工事完成届（写真添付）	舗装構成が分かるようなもの。
確認	現場確認	管理者が許可数量を確認します。

■舗装の構成

車両規格	表層			上層路盤	下層路盤
	5 cm	5 cm	5 cm		
乗用車	5 cm			10 cm	15 cm
普通貨物車	5 cm	5 cm		10 cm	15 cm
中型・大型貨物車	5 cm	5 cm	5 cm	10 cm	20 cm

※乗入部のすり付け (マウンドアップの場合) : 歩車道縁石から 1 m 以内